

仕様書

件名 (長期継続契約)市川市庁用自動車リース契約(文化財課)
 担当部課 市川市教育委員会 教育振興部 文化財課(自然博物館)
 賃貸借期間 令和8年3月1日～令和13年2月28日(60ヶ月)
 納入期限 令和8年2月28日予定
 納入場所 市川市大町284番地1

調達台数 1台
 車両本体に関すること

基本事項	
車種	参考車種:ニッサン クリッパーバン DX GL 4WD ハイルーフ
車体の寸法	全長3,395mm以下、全幅1,475mm以下、全高1,895mm以下
タイヤの寸法	12インチタイヤ、最小回転半径4.1m以下
乗車定員	4人
排気量	660CCクラス
出力方式	エンジン
燃料の種類	無鉛ガソリン
変速機	4速オートマチック

追加事項		
特記及び付属品	<ul style="list-style-type: none"> ○5ドア ○4WD ○車体色:白 ○ハイルーフ ○ABS ○運転席助手席SRSエアバック ○パワーステアリング ○エアコン ○全席シートベルトELR3点式 ○フロアマット(全席) ○停止表示機材 ○けん引ロープ(調達物件の車両総重量以上のけん引に耐えるもの) ○標準付属品(メーカーカタログによる標準工具等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中ドアロック ○衝突被害軽減ブレーキ装置 ○フロント障害物検知センサー ○リア障害物検知センサー ○バックモニター ○AM/FMラジオ ○ドライブレコーダー(純正) ○メインキー1個・スペアキー1個 ○ETC(音声ガイド付き) ○オールシーズンタイヤ装着 ○登録番号4行の指定 ○市川ナンバー図柄入り(カラー) ○純正エンターナビ(車検時に地図を更新するもの)※テレビが視聴できないこと ○左右前ドアに文字入れ(市川市)

	<p>※賃貸借契約に含めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車の返還までに自動車の滅失または毀損(通常の損耗及び減耗を除く)が生じた場合の回復に要する費用を除き、期間中、法令および貴社基準を満たし、一般公道で運行可能な状態が保たれた車両の提供を行なうものとする。 ●内装、計器類等、カタログに記載されている車両の提供をするものとする。 ●ドライブレコーダーが保証期間後に故障した場合は、同型の純正品と交換するものとする。(通常の車両使用に基づき故障した場合とし、賃借人の故意等により故障した場合を除く) ●ドライブレコーダーのmicroSDカードが故障した場合は、同容量の新品と交換するものとする。 ●カーナビゲーションが保証期間後に故障した場合は、同型の純正品と交換するものとする。(通常の車両使用に基づき故障した場合とし、賃借人の故意等により故障した場合を除く) ●自動車損害賠償責任保険料は賃借料に含めるものとする。
--	---

<p>賃貸借仕様</p>	<p>●租税公課は賃貸人の負担とする。</p> <p>※提供される車両への整備等に関する追加要望事項(以下は正規ディーラー対応によるもの)</p> <p>◆一般整備(油脂・消耗品交換や故障修理等含む)は内容の重みかわらず施工すること。</p> <p>◆法定点検間が12ヶ月となる場合は6ヶ月ごとに中間点検を実施すること(賃貸借維持のための貴社基準による)。</p> <p>◆原則として各整備時において引取納車(新車点検含む)・現場作業を実施すること。</p> <p>※賃貸借契約に含めないもの</p> <p>★各整備時における代車</p> <p>★任意保険(市で別途加入する)</p> <p>※その他</p> <p>○1台あたりの月間予定走行距離 800km</p>
--------------	---

賃貸借期間終了後について

- ①賃貸借期間満了に伴う、物件の返還費用は賃貸人が負担するものとする。
- ②賃借人の希望により、契約満了後に再リース契約を締結できるものとする。

秘密の保持

- ①賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ②賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

契約不適合責任

賃貸人は、自動車の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、賃貸借期間中、候補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。

権利義務の譲渡の禁止

この契約より生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

その他

- ①賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- ②本仕様書に定めのない事項については、逐次、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。
- ③契約の履行上の疑義については、賃借人と協議の上、その指示に従うこと。